

# 函館市日乃出清掃工場の整備および 管理運営事業

実施方針に対する質問への回答

令和2年1月15日  
函館市



■質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	I	1	(7)ウ	事業期間	事業期間に3炉共通設備の整備期間が記載されていないが、共通設備の整備時期及び期間は、工事内容に応じて事業者が設定できるものと考えてよろしいですか。 また、共通設備の整備期間や稼働中の既設炉定期整備の期間中等は、本施設で処理できない余剰ごみが発生すると推察されるが、余剰ごみについては函館市にて処理するものと考えてよろしいですか。	共通設備の整備期間については、各炉の順次稼働に必要な時期に、市と協議調整のうえ、工事内容に応じて設定されるものと考えています。 今回の整備事業は、プラント設備の整備期間中も基本的に本施設でごみ処理を行うことを前提としておりますが、共通設備の整備等にかかる休炉により本施設で処理しきれないごみ（余剰ごみ）が発生した場合は、市の所掌により処理することを想定しております。このため、共通設備整備時期や期間を含め、可能な限り余剰ごみの発生が抑えられるよう、計画してください。
2	2	I	1	(7)ウ	事業期間	1炉ずつ順次更新していく計画となっているが、1号炉と2号炉を同時に更新する工事計画とした場合、1炉ずつ順次更新していく計画と比較し施工性が高まり、工期短縮及び費用低減が可能と考えます。 1炉ずつ順次更新していく計画とした場合1号炉と2号炉を独立して機能させるための仮設工事が必要であり、仮設、配管・配線の切回しに関する工事が複雑となり工期が長期化し工事費用が高額になります。 以上のことから、1号炉と2号炉を同時に更新する提案させていただくことは可能ですか。	ご指摘の工法の場合、No.1回答に示す余剰ごみの発生量が増え、処理に係る期間や費用が増大することにより、全体としての工期短縮および費用低減には繋がらないものと考えています。このため、1号炉と2号炉を同時に更新することはできません。
3	2	I	1	(7)ウ	事業期間	提示されている整備スケジュールでは、各炉の整備が終了した段階で次の整備に着手する工程であり、各炉の整備期間が重複していないが、整備中の焼却炉がごみ処理を開始した段階で、次の焼却炉整備に着手できると考えてよろしいですか。	各炉の着手時期については、ご質問のとおりで概ね問題ないものとお考えください。 なお、ご指摘の整備スケジュールは、現段階での想定を示すものであり、市と協議調整の上、工事内容に応じて設定が必要と考えています。
4	2	I	1	(7)ウ (イ)	運営期間	工程表では、1号炉整備が令和4年から、2号炉整備が令和6年から、3号炉整備が令和8年からと2年ずらしで、それぞれ整備期間の直前まで運転する工程となっています。現段階ではダイオキシン類の付着物等測定結果が不明な為、運転停止後のダイオキシン類の付着物等測定を想定し、管理区域の設定、保護具レベルの決定については要求水準書にて示されるとの理解でよろしいですか。	管理区域設定に係る既設炉のダイオキシン類濃度は、焼却炉から下流の設備について、すべて第3管理区域によることを想定しています。 なお、ご指摘の整備スケジュールは、現段階での想定を示すものであり、市と協議調整のうえ、工事内容に応じて設定が必要と考えています。
5	2	I	1	(7)オ (ア)③ 4)	事業の対象となる業務範囲	事業者が行う業務として余熱利用管理業務（売電収入の管理を除く）とあるが、具体的にどのような業務を想定されていますか。 また、売電収入の所掌は、函館市と事業者のどちらを想定していますか。	周辺公共施設への蒸気、温水供給にかかる需給調整等業務を想定しています。詳細は要求水準書に示します。 また、売電収入は市の所掌を想定しています。
6	6	II	3	(1)エ	応募者の構成等	「優先交渉権者は、…(中略)…特別目的会社を…(中略)…函館市において設立するものとする。」とあるが、本施設内に本店設立を認めて頂くことは可能ですか。	目的外使用（有償）または貸し付けに関する協議には応じます。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
7	7	II	3	(2)カ	応募者の要件	事業者が行う運営に関する業務の効率化を目的として、主に運転管理を担当する企業と主に維持管理を担当する企業で構成される運営業務に関する共同企業体(運営JV)を構成することは可能ですか。また、その場合の運営企業としての参加資格要件は運営JVのうち1者が全て満たしていればよいと考えてよろしいですか。	構成員間で共同企業体を組成してSPCから業務受注することは、事業者の判断に委ねます。ただし、運転管理業務と維持管理業務は、運営業務の主たる業務であるため、これらを担当する企業は運営企業としての参加資格要件を満たしてください。
8	15	別紙3		リスク分担表	近隣対応	「上記以外のもの」は事業者のリスクとあるが、「上記以外のもの」には事業者の責によらない事由が含まれるので、本項目の「上記以外のもの」を「上記以外のもの(事業者の責によるもの)」「(主分担:事業者)と、「上記以外のもの(事業者の責によらないもの)」「(主分担:市)として頂くことは可能ですか。	リスク分担の詳細は、特定事業契約書案に示します。
9	15	別紙3		リスク分担表	物価変動	「施設の供用開始前の物価変動」の意味として、注釈2の「建設工事請負契約における物価変動」を指すとの理解でよろしいですか。 7年間に渡る工期中には賃金・物価の変動が想定されますが、事業者負担比率・見直し方法等については、建設工事請負契約書(案)として公示されるとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
10	15	別紙3		リスク分担表	不可抗力	事業者負担比率・見直し方法等については、建設工事請負契約書(案)として公示されるとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
11	15	別紙3		リスク分担表	施設瑕疵	建設工事請負契約では通常、瑕疵の請求は2年(重大な過失の場合は10年)と規定されているが、貴市が示す建設工事請負契約(案)においても同様の記載となるとの理解でよろしいですか。 また、新設が完了して供用を開始した部分については、部分引き渡しが完了したとみなし、瑕疵担保期間が起算されるとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
12	15	別紙3		リスク分担表	施設損傷	施設・設備の老朽化による施設の損傷は、事業者側のリスクとの記載があるが、事業者側のリスクとなる施設・設備の対象は、本事業において、仕様書に基づき事業者の責で建設あるいは改修したものと理解でよろしいですか。	既存建屋についても、当該リスクの対象に含まれます。
13	15	別紙3		リスク分担表	※3	※3に「一定程度まで」とあるが、どの程度を想定されているのか具体的に示してください。	施工に関しては請負代金額の1/100、運営に関しては年間委託料の1/100までを想定しています。 具体的には、特定事業契約書案に示します。

※意見はありませんでした。